



宮 崎 県 公 報

平成23年 6 月30日 (木曜日) 第 2298 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 1	
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 2	
○宮崎県港湾管理条例の規定による使用料の徴収 開始の日…………… (港湾課) 2	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 2	
公 告	
○公文書開示等の状況…………… (総務課) 2	
○個人情報保護制度の運用状況…………… (“) 3	
○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し…………… (税務課) 5	
○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (“) 5	

○土地改良区の役員の就退任の届出 (6 件) …… (農村整備課) 5	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (“) 7	
○土地改良区の定款変更の認可 (5 件) …… (“) 8	
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する 計画の変更…………… (水産政策課) 8	
○入札公告…………… 9	
人事委員会告示	
○有給休暇の承認の基準の一部改正……………10	
教育委員会公告	
○宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場及び 宮崎県総合運動公園有料公園施設の指定管理者 の指定の申請の手續の公表……………11	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について……………12	
労働委員会告示	
○労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の 認定……………13	

告 示

宮崎県告示第 537号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
かわさき歯科口腔 外科医院	宮崎県日南市天福 2 丁 目 4 番 1 号	平成23年 5 月 1 日
治田歯科医院	宮崎県日向市財光寺 6 22番地 2	平成18年 1 月 1 日

宮崎県告示第 538号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
平江調剤薬局	宮崎県都城市平江町 4 街区 7 号	平成23年 6 月 1 日
ダイエー都城駅前 店薬局	宮崎県都城市栄町4672 番 5	平成23年 6 月 1 日

かわさき歯科口腔 外科医院	宮崎県日南市天福 2 丁 目 4 番 1 号	平成23年 4 月30日
治田歯科医院	宮崎県日向市財光寺比 良6444	平成17年12月31日

宮崎県告示第 539号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏 名 (名 称)	所 在 地	指定年月日
井上 晃里 (青龍堂はり 灸整骨院)	宮崎県東諸県郡国富町大字 木脇 298- 1	平成23年 4 月19日
吉田 一成 (青龍堂はり 灸整骨院)	宮崎県東諸県郡国富町大字 木脇 298- 1	平成23年 4 月19日
半田 将利 (青龍堂はり 灸整骨院)	宮崎県東諸県郡国富町大字 木脇 298- 1	平成23年 4 月19日
堤 賢一 (尾鈴接骨院)	宮崎県児湯郡川南町大字平 田1409- 6	平成23年 6 月 1 日

宮崎県告示第 540号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎

宮条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
23年-13	映画	美女妻クラブ 秘密の癒し	国沢組 <オーピー映画>	平成23年6月20日
23 -14	映画	空に咲く愛の地図	荒木組 <オーピー映画>	
23 -15	映画	阿部定 ～最後の七日間～	愛染組、新東宝映画、GPミュージアムソフト <新東宝映画>	
23 -16	映画	ノーパンの蓄 濡れたいの	渡辺(元)組 <オーピー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 541号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	栄松-2	I-1-3132	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 542号

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）附則第2項の規定により、大島港における栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場の船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日を次のとおり定める。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

使用料徴収開始の日 平成23年8月1日

宮崎県告示第 543号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(小林) 23-2	株式会社 栄興住宅 代表取締役	小林市細野字小堀 1459番5	6.04 ～ 6.06	45.20	平成23年6月9日

2	役原田武寛			
---	-------	--	--	--

公 告

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第26条の規定により、平成22年度における各実施機関の公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 公文書の開示請求の処理状況

(件)

請求書受付件数	決定等の内訳						合計
	開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ	
9,055	8,760	147	7	63	0	123	9,100

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容等により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の内訳の合計は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況

(件)

区分	個人	法人その他の団体	計
県内	876	7,911	8,787
県外	76	192	268
計	952	8,103	9,055

3 公文書の開示請求に対する実施機関別の処理状況

(件)

実施機関	決定等の件数	決定等の内訳						
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ	
知事	県民政策部	27	8	14	0	5	0	0
	総務部	23	13	4	0	4	0	2
	福祉保健部	195	130	32	1	19	0	13
	環境森林部	783	771	3	0	1	0	8
	商工観光労働部	19	15	2	0	2	0	0
	農政水産部	1,162	1,101	33	1	10	0	17
	県土整備部	6,687	6,568	23	5	12	0	79
	会計管理局	1	1	0	0	0	0	0
	小計	8,897	8,607	111	7	53	0	119
教育委員会	39	29	6	0	2	0	2	
選挙管理委員会	25	5	12	0	7	0	1	
人事委員会	4	1	3	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部長	66	52	12	0	1	0	1	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業管理者	38	37	1	0	0	0	0	
病院事業管理者	11	9	2	0	0	0	0	
地方三公社	20	20	0	0	0	0	0	
合計	9,100	8,760	147	7	63	0	123	

4 不服申立ての件数

0件

5 不服申立ての処理状況

0件

6 県民情報センターの利用状況

利用者数	情報相談	資料閲覧	資料貸出
	人数	人数	冊数
4,633	1,955	2,099	330

宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第52条の規定により、平成22年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況

請求書受付件数	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
36	47	17	20	3	4	2	1

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の保有個人情報が対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況

実施機関	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
議会	0	0	0	0	0	0	0
知事	県民政策部	0	0	0	0	0	0
	総務部	1	0	1	0	0	0
	福祉保健部	4	3	1	0	0	0
	環境森林部	0	0	0	0	0	0
	商工観光労働部	0	0	0	0	0	0
	農政水産部	9	3	2	0	4	0
	県土整備部	1	1	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0
	事						

小 計	15	7	4	0	4	0	0
教 育 委 員 会	7	6	0	0	0	0	1
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	2	2	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	23	2	16	3	0	2	0
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
合 計	47	17	20	3	4	2	1

選 挙 管 理 委 員 会	0	0
人 事 委 員 会	13	281
監 査 委 員	0	0
公 安 委 員 会	0	0
警 察 本 部 長	0	0
労 働 委 員 会	0	0
収 用 委 員 会	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0
病 院 事 業 管 理 者	0	0
合 計	49	1,062

(注) 簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を含め、告示したものが対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）の実施状況

- 保有個人情報の訂正請求の状況
該当なし
- 保有個人情報の利用停止請求の状況
該当なし
- 不服申立ての件数
1件
- 不服申立ての処理状況

実 施 機 関	該 当 試 験 数	開 示 件 数
議 会	0	0
知	県民政策部	0
	総 務 部	4
	福 祉 保 健 部	16
	環 境 森 林 部	2
	商 工 観 光 労 働 部	6
	農 政 水 産 部	4
	県 土 整 備 部	1
	小 計	33
事	会 計 管 理 局	0
	小 計	33
教 育 委 員 会	3	697

不 服 申 立 て の 案 件	実 施 機 関	不 服 申 立 て 年 月 日	個 人 情 報 保 護 審 議 会			不 服 申 立 て に 対 す る 決 定	
			諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 の 内 容	決 定 年 月 日	決 定 の 内 容
「請求者をいつの時点でどの暴力団の、どのような構成員（構成員、準構成員、元構成員の別）として、どのような事実に基づいて把握しているのか、その他請求者に関する一切の情報に	公 安 委 員 会	平 成 22 年 11 月	平 成 23 年 3 月	-	-	-	-

対する開示請求」について警察
本部長が行った不開示決定に対
する審査請求

8
日

25
日

地方税法（昭和25年法律第 226号）第 144条の 9 第 3 項の規定に
より軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成23年 6 月 30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名称及び代表者の氏名
有限会社 宮崎オイル商会
代表取締役 黒木 祥夫
- 2 主たる事務所の所在地
都城市上川東 1 丁目15号15番地 2
- 3 指定取消年月日
平成23年 6 月 6 日

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第76条第 1
項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出が
あったので、当該免税証は無効とする。

平成23年 6 月 30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類
10ℓ 券 1 枚
500ℓ 券 5 枚
- 2 用途
農業等
- 3 記号及び番号
10ℓ 券C3000930
500ℓ 券I3000136、I3000138～I3000141
- 4 有効期間
平成22年 8 月 5 日から平成23年 8 月 4 日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
有限会社 山崎鋳油
- 6 紛失年月日
平成23年 4 月 29日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により
、霧島狭野原土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について
次のとおり届出があった。

平成23年 6 月 30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	森 山 二六夫	高原町大字蒲牟田3710番地

(任期：平成24年 3 月 31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	蒲 生 久美男	高原町大字蒲牟田3646- 4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により
、蒲牟田土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次の
とおり届出があった。

平成23年 6 月 30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	今 西 行 男	高原町大字蒲牟田2751番地
副理事長	今 西 達 雄	高原町大字蒲牟田2914番地 1
会計理事	外 村 和 美	高原町大字蒲牟田2921番地
理 事	福 元 則 幸	高原町大字蒲牟田1528番地
理 事	増 田 勝 造	高原町大字蒲牟田2757番地
理 事	中 村 学	高原町大字蒲牟田2874番地
理 事	飯 田 忠 明	高原町大字蒲牟田2732番地
理 事	鎌 倉 佐津夫	高原町大字蒲牟田2648番地 2
監 事	勝 吉 明 正	高原町大字蒲牟田2939番地
監 事	外 村 勇	高原町大字蒲牟田3406番地

(任期：平成26年 3 月 31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	今 西 行 男	高原町大字蒲牟田2751番地
副理事長	今 西 達 雄	高原町大字蒲牟田2914番地 1
会計理事	外 村 和 美	高原町大字蒲牟田2921番地
理 事	福 元 則 幸	高原町大字蒲牟田1528番地
理 事	増 田 勝 造	高原町大字蒲牟田2757番地
理 事	中 村 学	高原町大字蒲牟田2874番地
理 事	飯 田 忠 明	高原町大字蒲牟田2732番地
理 事	朝比奈 譲	高原町大字蒲牟田3334番地
監 事	勝 吉 明 正	高原町大字蒲牟田2939番地

監 事	勝 吉 香	高原町大字蒲牟田3296番地 1
-----	-------	------------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南俣土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	鹿 嶋 武 男	高原町大字広原4515番地
副理事長	久 保 一 郎	高原町大字広原 791番地
会計理事	水 町 省一郎	高原町大字広原1352番地
理 事	押領司 浩	小林市細野4059番地
理 事	福 永 五 夫	高原町大字広原1499番地
理 事	西 和 樹	高原町大字広原2123番地 4
理 事	末 永 敏 郎	高原町大字広原3308番地
理 事	前 原 八千代	高原町大字広原2107番地
監 事	久 保 良 廣	高原町大字広原 922番地
監 事	今 西 章	高原町大字広原1029番地

(任期：平成26年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	鹿 嶋 武 男	高原町大字広原4515番地
副理事長	井ノ上 善 信	高原町大字広原2018番地
会計理事	泊 圭一郎	高原町大字広原1434番地 5
理 事	西 清 則	高原町大字広原 879番地
理 事	福 留 昭 弘	小林市大字堤2504番地
理 事	今 西 輝 雄	高原町大字広原1530番地 1
理 事	有 馬 耕 造	高原町大字広原2063番地
理 事	山 本 昭 平	高原町大字広原4956番地 1
監 事	今 西 長 満	高原町大字広原1528番地

監 事	吉 田 紀 雄	高原町大字広原3426番地 1
-----	---------	-----------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、湯之元土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	栢 木 信 治	高原町大字蒲牟田5273番地
副理事長	下 東 熊 雄	高原町大字蒲牟田6490番地
会計理事	久保田 芳 人	高原町大字蒲牟田 288番地
理 事	永 野 昭 浩	高原町大字蒲牟田7124番地
理 事	木 田 信 吉	高原町大字蒲牟田6765番地 2
理 事	竹 井 靖 人	高原町大字蒲牟田6444番地
監 事	西 川 嘉 宏	高原町大字蒲牟田6444番地 1
監 事	新 地 和 廣	高原町大字蒲牟田5627番地 1

(任期：平成26年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	栢 木 信 治	高原町大字蒲牟田5273番地
副理事長	有 馬 一 郎	高原町大字蒲牟田6388番地
会計理事	有 馬 栄 作	高原町大字蒲牟田5630番地 3
理 事	永 野 富 夫	高原町大字蒲牟田7232番地 1
理 事	曾 山 虎 守	高原町大字蒲牟田7500番地
理 事	蒲生地 吉 正	高原町大字蒲牟田3992番地 2
監 事	西 川 嘉 宏	高原町大字蒲牟田6444番地 1
監 事	新 地 和 廣	高原町大字蒲牟田5627番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宇都土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事長	寺前辰雄	高原町大字蒲牟田6501番地
副理事長	藤元義春	高原町大字蒲牟田2951番地2
会計理事	山田祐二	高原町大字蒲牟田7633番地
理事	鴨次男	高原町大字蒲牟田3287番地
理事	外村和美	高原町大字蒲牟田2921番地
理事	田中逸男	高原町大字蒲牟田2716番地
理事	寺前省二	高原町大字蒲牟田7630番地
理事	外村勇	高原町大字蒲牟田3406番地
理事	福元康人	高原町大字蒲牟田2924番地
理事	曾山成利	高原町大字蒲牟田4915番地
監事	折尾雄二	高原町大字広原4943番地48
監事	今西達雄	高原町大字蒲牟田2914番地1

(任期：平成26年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事長	寺前辰雄	高原町大字蒲牟田6501番地
副理事長	藤元義春	高原町大字蒲牟田2951番地2
会計理事	山田祐二	高原町大字蒲牟田7633番地
理事	小野義雄	高原町大字蒲牟田3402番地
理事	岩崎初男	高原町大字蒲牟田3401番地62
理事	外村勇	高原町大字蒲牟田3406番地
理事	鴨次男	高原町大字蒲牟田3287番地
理事	外村和美	高原町大字蒲牟田2921番地
理事	宇都博典	高原町大字蒲牟田4973番地
理事	池田静男	高原町大字蒲牟田4980番地イ号

監事	折尾雄二	高原町大字広原4943番地48
監事	今西達雄	高原町大字蒲牟田2914番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、巢立土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	谷ヶ久保博志	都城市岩満町 953番地口
理事	荒ヶ田祐二	都城市丸谷町2768番地
理事	巢立秋雄	都城市岩満町 862番地2
理事	広池厚則	都城市岩満町 880番地
理事	谷ヶ久保金二	都城市岩満町1436番地
監事	廣池幸一	都城市岩満町 990番地1
監事	池之上辰郎	都城市丸谷町2159番地

(任期：平成27年4月27日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	谷ヶ久保博志	都城市岩満町 953番地口
理事	釘崎義伸	都城市丸谷町2126番地
理事	巢立秋雄	都城市岩満町 862番地2
理事	広池厚則	都城市岩満町 880番地
理事	八木一郎	都城市上水流町1454番地
監事	廣池幸一	都城市岩満町 990番地1
監事	池之上重秋	都城市丸谷町2097番地7

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、勝岡土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	有 村 明 男	三股町大字樺山4672番地 143

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、三財川筋土地改良区（西都市）から平成23年 4 月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市生目土地改良区（宮崎市）から平成23年 4 月21日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、時屋土地改良区（宮崎市）から平成23年 4 月21日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、田野町西地区土地改良区（宮崎市）から平成23年 5 月17日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、田野町八重地区土地改良区（宮崎市）から平成23年 5 月17日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更したので、公表する。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量が全国第17位、生産額で全国第12位（平成20年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。

また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（新みやざき創造計画）の中でも重要な位置づけであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回

遊するカツオ、マグロ、シイラ等の暖海性の回遊性魚類の、沿岸域ではイワシ、アジ、サバ類の浮魚類、マダイ、チダイ、クルマエビあるいは根付け資源のイセエビ等の好漁場が形成されている。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源が低水準、減少傾向にあるものが多くなるにつれ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるもの多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、マダイ、ヒラメ、クルマエビ等地先の資源を中心として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第 3 条第 1 項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

(4) また、本県の重要資源であるマダイ、ヒラメ、クルマエビ、アマダイ、トラフグ、カサゴ等については、今後も資源のより適正な管理を推進する必要があるため、分布、回遊状況、資源の内容、資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、宮崎県水産試験場を中心とし、関係県との連携のもと、資源管理体制を充実強化し、将来の具体的な資源管理方策について検討していくこととする。

(5) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第 1 種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。

(6) 更に、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第 2 項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(7) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量		平成22年	平成23年
	まさば及びごまさば		18,000トン
まいわし		若干	若干
まあじ		6,000トン	5,000トン

(注) 平成22年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成22年 7 月から平成23年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成22年 1 月から平成22年12月までである。平成23年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成23年 7 月から平成24年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成23年 1 月から平成23年12月までである。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		平成22年	平成23年
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば	17,805トン	16,712トン
	まいわし	若干	若干
	まあじ	4,845トン	3,799トン

(注) 平成22年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成22年7月から平成23年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成22年1月から平成22年12月までである。平成23年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成23年7月から平成24年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成23年1月から平成23年12月までである。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。)の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業

することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 宮崎県警察総合指揮室映像システム一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 契約期間 平成23年12月1日から平成28年11月30日まで
- (4) 納入場所 宮崎県警察本部総合指揮室
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第6号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成23年宮崎県告示第154号に規定する資格を有するものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

- エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。
 なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号 郵便番号880-8509
 電話番号0985 (31) 0110
- イ 提出期限 平成23年 7 月29日 (金) 午後 5 時
- ウ 提出方法 アの場所に持参又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 平成23年 6 月30日から平成23年 8 月 9 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 平成23年 6 月30日から平成23年 7 月29日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102会議室
- (2) 日時 平成23年 7 月20日 (水) 午後 3 時
- 7 入札及び開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102会議室
 - (2) 日時 平成23年 8 月10日 (水) 午後 2 時
- 8 入札保証金
 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局
 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased:Miyazaki Prefectural Police Imaging System of the General Command Room, 1set
 - (2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 10 Aug, 2011
 - (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第 3 号

有給休暇の承認の基準（昭和28年宮崎県人事委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、平成23年 7 月 1 日から施行する。
 平成23年 6 月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
原	因	原	因
承認の基準		承認の基準	
[略]		[略]	
2	職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年 3 月宮崎県条例第 2 号）第 2 条第 2 号の規定により厚生に関する計画の実施に参加する場合	2	職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条第 2 号の規定により厚生に関する計画の実施に参加する場合
[略]		[略]	
15の 2	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）	15の 2	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）

<p>）第 8 条の 2 第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>		<p>。以下「条例」という。）第 8 条の 2 第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>20 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年の 7 月から 9 月の期間内における、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 43 号。以下「条例」という。）第 2 条第 5 項に規定する週休日、条例第 4 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日、条例第 4 条の 2 第 1 項に規定する休日の代休日（以下「週休日等」という。）並びに条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を除いて原則として連続する 3 日の範囲内の期間</p>	<p>20 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年の 7 月から 10 月までの期間内における、条例第 2 条第 5 項に規定する週休日、条例第 4 条に規定する祝日法による休日、条例第 4 条の 2 第 1 項に規定する休日の代休日及び条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等（以下「週休日等」という。）を除いて原則として連続する 3 日の範囲内の期間</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>備考 上記の基準（第 20 号を除く。）及び別表によって承認する期間で一定日数で示されているものは、その日数中に週休日等及び条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を含むものとする。</p>		<p>備考 上記の基準（第 20 号を除く。）及び別表によって承認する期間で一定日数で示されているものは、その日数中に週休日等及び条例第 4 条に規定する年末年始の休日を含むものとする。</p>	

教育委員会公告

教育関係の公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第 36 号）第 5 条及び都市公園条例（昭和 39 年宮崎県条例第 24 号）第 15 条の 3 の規定により、宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場及び宮崎県総合運動公園有料公園施設（以下「県スポーツ施設」という。）の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成 23 年 6 月 30 日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

(1) 名称

- ア 宮崎県体育館
- イ 宮崎県ライフル射撃競技場
- ウ 宮崎県総合運動公園有料公園施設

(2) 所在地

- ア 宮崎県宮崎市宮崎駅東 2 丁目 4 番 1
- イ 宮崎県宮崎市田野町乙 4765 番地の 1
- ウ 宮崎県宮崎市大字熊野 1443-12 ほか

(3) 設置目的

ア 国民体育大会をはじめとする各種全国レベルの大会に使用される等、本県競技力向上の中核施設としての役割を担うとともに、県民の体位・体力の維持・増進を図り、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、県民の福祉の向上を図ることを目的とする。

イ 本県のライフル射撃競技の競技力向上の中核を担うとともに、ライフル射撃競技の普及振興を図ることを目的とする。なお、全国レベルのライフル射撃競技大会が可能な県内唯一の施設である。

ウ 置県 80 周年を記念し、「緑の中のスポーツ公園」として建設された総合体育施設であり、国民体育大会をはじめとする各種全国レベルの大会や国際大会など「競技スポーツの拠点」、県民の体力向上のための「生涯スポーツの拠点」、及びスポーツキャンプやスポーツイベント等のための「スポーツを通じた経済活性化を担う中核施設」としての役割を担い、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、もって県民の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 指定期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められ

るときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 県スポーツ施設の利用に関する業務
- (2) 県スポーツ施設の維持及び保全に関する業務
- (3) その他県スポーツ施設の管理運営に関して県教育委員会が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

教育関係の公の施設に関する条例第 7 条の規定により準用する公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第 7 号) 第10条の 4、宮崎県体育館管理規則 (平成17年宮崎県教育委員会規則第24号) 第17条、宮崎県ライフル射撃競技場管理規則 (平成17年宮崎県教育委員会規則第25号) 第17条及び都市公園条例第15条の 5 及び都市公園条例施行規則 (昭和61年宮崎県規則第13号) 第34条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

教育委員会は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体 (以下「団体」という。) であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第 154号) の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法 (平成11年法律第 225号) の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、県スポーツ施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減等が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (4) その他教育委員会規則及び規則で定める基準

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び県スポーツ施設の指定管理者募集要領 (以下「募集要領」という。) で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県スポーツ施設指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者

を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県教育庁スポーツ振興課管理担当 宮崎県宮崎市橘通東 1 丁目 9 番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7247
- (2) 配布期間 平成23年 7 月 1 日から平成23年 9 月 9 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 8 時30分から午後 5 時 15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付 (郵便にあっては、書留郵便に限る。) により提出すること。
- (2) 提出期間 平成23年 7 月 1 日から平成23年 9 月 9 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 8 時30分から午後 5 時 15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県教育庁スポーツ振興課管理担当 宮崎県宮崎市橘通東 1 丁目 9 番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7247

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第12号

警備業法 (昭和47年法律第 117号。以下「法」という。) 第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成23年 6 月30日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	3号警備業務	平成23年 9 月 9 日(金)、9 月12日 (月)から16日(金)まで	20名

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。) 又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号) 第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「講習修了証明書」という。) を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る法第 23 条第 4 項に規定する合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関す

る規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提出日時
3号警備業務	平成23年7月27日(木)から8月5日(金)まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり平成23年6月20日認定した。

なお、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲（平成18年宮崎県労働委員会告示第3号）は、廃止する。

平成23年6月30日

宮崎県労働委員会 会長 日野直彦

1 地方公営企業等の名称

宮崎県企業局

2 組合の名称又は表示

宮崎県公営企業労働組合

3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	職名
本庁	副局長 技監 課長 経営企画監 課長補佐 （課長不在の場合その職務を代行する者1名に限る。）総務課において総務、人事、給与、労務又は予算の事務に従事する主幹又は副主幹（課の特定の事務を掌理する者に限る。）
北部管理事務所	所長 副所長

--	--